

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月21日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ユーザベース
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	03-4533-1940
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 CFO 千葉 大輔
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ユーザベース (東京都千代田区丸の内二丁目5番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ユーザベースをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社グローバルインフォメーションをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

株式会社グローバルインフォメーション

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式  
(2) 2018年7月30日付開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(以下「本新株予約権」とい  
い、本公開買付けにおける本新株予約権1個あたりの買付け等の価格を「本新株予約権買付価格」といいます。)  
(行使期間は2020年8月1日から2028年6月30日まで)

### 3 【買付け等の概要】

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月21日(木曜日)から2026年7月1日(水曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式：1,680円 本新株予約権：144,200円
買付予定数の下限	1,983,600(株)(注)
買付予定数の上限	なし
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

(注) 買付予定数の下限について買付け等を行った場合における株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は、66.83%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となります。なお、対象者が2026年5月13日に公表した「2026年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(2,969,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(681株)を控除した株式数(2,968,319株)に係る議決権の数(29,683個)を分母として計算しております。なお、本書提出日現在、公開買付者及び特別関係者は、対象者の潜在株券等(法第27条の2第8項及び令9条の2に規定する有価証券をいいます。)を保有しておりません。

### 4 【買付け等の目的】

#### (1) 【公開買付けの目的の概要】

公開買付者は、旧商号である株式会社THE SHAPERとして、2016年10月21日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズに上場し、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しに伴い東京証券取引所グロース市場への上場を経て、2023年2月7日に上場廃止した株式会社ユーザベース(以下「旧株式会社ユーザベース」といいます。)の普通株式及び新株予約権の取得等を目的として、2022年10月14日に設立いたしました。本書提出日現在、公開買付者の発行済株式(自己株式を除きます。)の94.91%をThe Shaper Holdings L.P.が所有しております。公開買付者は、2026年5月20日開催の取締役会において、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年5月20日付で、( )対象者の第1位株主であり、対象者の創業者及び取締役会長である小野悟氏の妻である小野優子氏(所有株式数：625,000株、所有割合(注1)：21.01%)との間で、その所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式(小野優子氏)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(小野優子氏)」といいます。)を、( )対象者の第2位株主である小野悟氏(所有株式数：520,000株、所有割合：17.48%)との間で、その所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式(小野悟氏)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(小野悟氏)」といいます。)を、( )対象者の第3位株主であり、かつ小野悟氏の娘である田野聡美氏(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)との間で、その所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式(田野聡美氏)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(田野聡美氏)」といいます。)を、( )同じく対象者の第3位株主であり、かつ田野聡美氏の資産管理会社である株式会社いちとせ(以下「いちとせ」といいます。)(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)との間で、その所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式(いちとせ)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(いちとせ)」といいます。)を、( )同じく対象者の第3位株主であり、かつ小野悟氏の娘である樋口めぐ美氏(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)との間で、その所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式(樋口めぐ美氏)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(樋口めぐ美氏)」といいます。)を、( )同じく対象者の第3位株主であり、かつ樋口めぐ美氏の資産管理会社である株式会社エルワイアール(以下「エルワイアール」といいます。)(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)との間で、その所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式(エルワイアール)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(エルワイアール)」といいます。)を、( )同じく対象者の第3位株主であり、かつ対象者の代表取締役社長である樋口荘祐氏(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)との間で、その所有する対象者株式の全て(以下「応募対象株式(樋口荘祐氏)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(樋口荘祐氏)」といいます。また、小野優子氏、小野悟氏、田野聡美氏、いちとせ、樋口めぐ美氏、エルワイアール及び樋口荘祐氏を総称して、以下「本応募合意株主」といい、応募対象株式(小野優子氏)、応募対象株式(小野悟氏)、応募対象株式(田野聡美氏)、応募対象株式(いちとせ)、応募対象株式(樋口めぐ美氏)、応募対象株式(エルワイアール)及び応募対象株式(樋口荘祐氏)を総称して、以下「本応募対象株式」(合計所有株式数：1,895,000株、所有割合：63.69%)といい、本応募契約(小野優子氏)、本応募契約(小野悟氏)、本応募契約(田野聡美氏)、本応募契約(いちとせ)、本応募契約(樋口めぐ美氏)、本応募契約(エルワイアール)及び本応募契約(樋口荘祐氏)を総称して、以下「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結しております。なお、本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

本応募合意株主の一覧

No.	株主名	所有株式数	所有割合
	小野優子	625,000株	21.01%
	小野悟	520,000株	17.48%
	田野聡美	150,000株	5.04%
	いちとせ	150,000株	5.04%
	樋口めぐ美	150,000株	5.04%
	エルワイアール	150,000株	5.04%
	樋口荘祐	150,000株	5.04%
合計		1,895,000株	63.69%

公開買付者は、本公開買付けにおいて、1,983,600株(所有割合：66.67%)を買付予定数の下限(注2)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を完全子会社とすることを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,983,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注1) 「所有割合」とは、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(2,969,000株)に、対象者から同日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権71個の目的となる対象者株式の数(7,100株)を加算した株式数(2,976,100株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(681株)を控除した株式数(2,975,419株、以下「潜在株式勘案後本基準株式数」といいます。)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。

(注2) 買付予定数の下限(1,983,600株)については、潜在株式勘案後本基準株式数(2,975,419株)に係る議決権の数(29,754個)に3分の2を乗じた数(19,836個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数(1,983,600株)としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)の一環として株式併合(下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。)の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。なお、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者に対し、本取引の一環として本スクイズアウト手続の実施を要請する予定です。

公開買付者は、下記「9 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。)の前営業日までに本銀行融資を受けることを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

なお、対象者が2026年5月20日付で公表した「株式会社ユーザベースによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年5月20日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこと。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

## (2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

## 【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

公開買付者は、旧商号である株式会社THE SHAPERとして、旧株式会社ユーザベースの普通株式及び新株予約権の取得等を目的として、2022年10月14日に設立されました。その後、公開買付者は、2022年11月10日より旧株式会社ユーザベースに対する公開買付けを開始し、2022年12月22日に当該公開買付けが成立いたしました。さらに、公開買付者は、2023年7月1日付で、公開買付者を吸収合併存続会社、旧株式会社ユーザベースを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で商号を株式会社ユーザベースに変更し、現在に至ります。

公開買付者グループ(公開買付者及びその子会社並びに関連会社を総称してまいります。以下同じです。 )は、本書提出日現在、公開買付者、子会社14社及び共同支配企業2社並びに関連会社1社で構成され、「経済情報で、世界を変える」をミッションとして掲げ、主として、経済情報プラットフォームの提供を中核とした情報サービス事業を展開しております。具体的には、法人向け経済情報プラットフォーム「Speeda」を中心として、法人顧客に対して情報やコンテンツをソフトウェア上で提供するSaaS事業において、企業情報、業界分析レポート、統計データ、経済ニュース及びM&A情報等の各種ビジネス情報に加え、自社アナリストによる分析コンテンツ及び専門家ネットワークを活用したエキスパートリサーチサービス(Speeda Expert Research(注1)を含みます。 )を提供しております(注2)。さらに、経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」を中心としたメディア事業において、ニュース配信、オリジナルコンテンツの制作・配信及びコミュニケーション機能の提供を行っております。これらの事業を通じて、公開買付者グループは、経済情報基盤の構築並びに企業及び個人の意思決定支援サービスの提供を行っております。

(注1) 特定の業界、技術、または業務知識を有する外部の専門家と、知見を求める企業をマッチングし、インタビューやテキストでの回答を通じて、実務に基づいた高度かつ専門的な知見(一次情報)を提供するサービスをまいります。

(注2) エキスパートリサーチサービスは、月額定額料金制(サブスクリプション)を基本としつつ、Speeda Expert Researchにエキスパートとして登録いただいた各専門家へのインタビュー等の個別案件に応じて追加料金が発生する都度利用モデルを併用したものであり、有料会員サービスとして提供しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、1995年1月に設立され、2020年12月に東京証券取引所JASDAQ市場に対象者株式を上場し、その後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、対象者株式を東京証券取引所JASDAQ市場から東京証券取引所スタンダード市場に移行したとのことです。また、対象者及び対象者の連結子会社である株式会社ギブテックの計2社で構成される企業グループ(以下「対象者グループ」といいます。 )は、市場・技術動向に関する情報提供を主たる事業領域として、市場調査レポートの販売、年間契約型情報サービスの販売、委託調査の受託及び国際会議・展示会への参加権の代理販売を行っているとのことです。

さらに、米国、韓国、台湾及び欧州に拠点を有するほか、連結子会社を通じてIoTネットワーク内で使用される通信機器の製造と販売を行うIoT関連事業も展開しているとのことです。

対象者グループは、「最適な市場情報をタイムリーに提供し、社会の発展に貢献する」ことを経営理念として掲げており、主力事業である市場調査レポート事業を基盤としつつ、顧客の多様な情報ニーズに対応するため、事業ポートフォリオの拡充を進めているとのことです。近年、事業環境の変化が一段と速まる中、企業の意思決定における市場情報の重要性は高まっており、対象者は、こうした社会的要請に対応するため、単なるレポート販売にとどまらず、調査、情報サービス及び関連ソリューションを含めた総合的な情報提供体制の構築に取り組んでいるとのことです。

対象者グループの事業は、市場・技術動向に関する情報提供事業として、主として「市場調査レポート事業」「年間情報サービス事業」「委託調査事業」及び「国際会議・展示会事業」に区分されるとのことです。

市場調査レポート事業においては、特定の調査項目について、調査出版会社のアナリストが市場・技術動向の調査及び分析を行い、市場規模、成長予測、技術トレンド、規制動向、競争環境、市場シェア、参入状況等を体系的に整理したレポートを仕入れ、販売しているとのことです。これらのレポートには、市場規模推移、将来予測、主要企業の製品シェア等の定量情報に加え、SWOT分析(注3)等の定性情報が含まれており、顧客の新規事業開発、研究開発、競合分析及び海外市場調査等に活用されているとのことです。また、対象者は、世界各国の調査出版会社との契約拡充を通じて取扱商品の拡充を図るとともに、サンプル提供、無償カスタマイズ、本文翻訳に利用可能なAI翻訳ツールの提供及び一部商品の試読サービス等を通じて、顧客利便性の向上に努めているとのことです。

(注3) 「SWOT分析」とは、分析対象の強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)を分析するフレームワークのことをいうとのことです。

年間情報サービス事業においては、年間契約に基づき、市場・技術動向に関する情報を継続的に提供する各種サービスを販売しているとのことです。サービス形態は、オンラインデータベース型、サブスクリプション型及び定期刊行型等、調査出版会社ごとに異なるとのことです。顧客は対象分野に関する最新情報を継続的に取得することが可能であるとのことです。提供されるコンテンツには、各産業分野における定期発行ニュース、製品開発動向、法規制動向、製品価格及び市場規模に関する継続的観測情報のほか、アナリストによるQ&A及びコンサルティングサービス等が含まれているとのことです。また、海外の調査出版会社に代わり、対象者の営業担当者がサービス内容の説明やデモ案内を行うことにより、顧客は言語や時差の制約を受けることなく、海外企業が提供する情報サービスを利用することが可能となっているとのことです。

委託調査事業においては、既存の市場調査レポートでは十分に対応できない顧客固有の調査ニーズに対し、カスタム調査を受託しているとのことです。対象者は、顧客から調査目的、対象市場、必要な分析観点等をヒアリングした上で、提携する調査出版会社の中から適切な委託先を選定し、調査開始後は進捗管理を行いながら、調査完了まで一貫した支援を行っているとのことです。また、顧客の要望に応じて、対象者スタッフが調査出版会社及び顧客との間に立ち、顧客社内における調査成果報告会を実施するサービスも提供しているとのことです。

国際会議・展示会事業においては、世界各地で開催される国際会議・展示会への参加者募集及び参加支援を行っているとのことです。これらの会議・展示会は、各産業分野の専門家や企業関係者が集まり、最新情報の収集及びネットワーキングの機会を提供するものであり、対象者は、主催者が提供する英語版WEBページを日本語、韓国語、中国語等に翻訳して案内するほか、申込み、支払及び主催者への問い合わせ対応までを一貫して支援しているとのことです。また、オンライン開催の会議・展示会の参加者募集及び参加支援も行っており、顧客は海外渡航を伴うことなく各業界の最新情報に接することが可能となっているとのことです。

なお、これらの各事業において取り扱う商品及びサービスは、いずれも顧客からの受注後に調査出版会社又は会議主催者等へ発注を行う受託販売を基本としていることから、在庫を保有するリスクは限定的とのことです。

このような事業基盤のもと、対象者は、「総合市場情報プロバイダーへの進化」をテーマとして、2026年12月期を初年度とする3か年の中期経営計画「GII Vision 2028」を策定し公表しているとのことです。なお、対象者は、事業環境の変化に柔軟に対応するため、原則として每期改定を行うローリング方式により、中期経営計画の見直しを行っているとのことです。

当該中期経営計画においては、主力事業である市場調査レポート事業の強化を図るとともに、顧客ニーズに対応するソリューション提供力の向上、集客チャネルの多様化及び顧客関係の深耕、生成AIを活用した社内プロセスの効率化、人材投資の強化並びに新規事業及び戦略的投資の推進を重点施策としているとのことです。顧客ニーズに対応するソリューション提供力の強化においては、従来のレポート販売に加え、委託調査やAI搭載型情報プラットフォーム製品等を含む多面的な提案を行うことで、顧客の課題に応じた情報提供体制の整備を進めていくとのことです。また、集客チャネルの多様化及び顧客関係の深耕においては、検索エンジン対策の強化に加え、顧客訪問、面談、セミナー及びウェビナー等を通じて、顧客接点の拡充及び既存顧客との関係強化を図っていくとのことです。

さらに、生成AIを活用した社内プロセスの効率化においては、WEBページ制作業務への生成AIの導入による業務効率化及びコスト削減を進めるとともに、多数の商品情報を検索可能な社内用AI検索機能を開発し、営業活動における提案の迅速化及び精度向上を図っていくとのことです。加えて、人材投資については、事業構造の変化に対応するため、高度なスキル及び知見を有する人材の採用及び育成を進め、組織基盤の強化に取り組んでいくとのことです。また、新規事業及び戦略的投資については、既存事業とのシナジーが見込まれる領域を中心に、出資やM&A等を含む各種施策を検討・推進し、事業ポートフォリオの多層化を図ることで、中長期的な企業価値の向上を目指していくとのことです。

もっとも、対象者を取り巻く事業環境は、地政学リスク、景気先行き不透明感、物価上昇及び為替変動等の影響に加え、インド・中国系調査出版会社の台頭や、調査出版会社自身による直販比率の上昇等を背景として、競争環境が大きく変化しているとのことです。さらに、対象者はこれまでウェブ検索を中心としたインバウンド型の顧客獲得に強みを有してきたものの、近時はGoogle検索エンジンの仕様・アルゴリズム変更の影響により、「市場調査レポート」関連の用語を検索した際の対象者ウェブページの検索表示順位の低下が見られ、検索流入数が減少しており、従来型の集客モデルの見直しが課題となっているとのことです。加えて、生成AIの急速な進化は、顧客による一次的な情報収集や簡易調査のあり方に大きな変化をもたらしており、従来の「検索してレポートを探して購入する」という情報取得導線のみでは捉えきれない需要が増大しているものと考えられるとのことです。実際に、対象者の2025年12月期連結業績は減収減益となっており、主力の市場調査レポート事業において検索エンジンのアルゴリズム変更による検索流入数の減少等の影響による受注低迷が見られる一方で、委託調査事業の拡大やAI関連施策の推進等を通じた事業基盤の再強化が課題となっているとのことです。

これに対し、公開買付者は、対象者が属する市場調査レポート事業を取り巻く環境において、企業のDX推進や生成AIの社会実装が加速する不透明な経済環境下において、経営判断の根拠となる正確な市場調査に対する需要は底堅く推移するものと認識しております。他方で、生成AIによる簡易調査の代替、翻訳コストの低減、及びコンテンツを制作・保有し配信・公開するパブリッシャーによる直販化の進展等により、従来の市場調査レポート販売を中心とするビジネスモデルは転換期を迎えており、対象者が属する事業環境は構造的な変化の局面にあるものと認識しております。

このような環境認識の下、公開買付者は、対象者が世界約200社の調査会社とのネットワークに基づく市場調査レポートの提供及び専門コンシェルジュ機能を通じて、網羅的かつ専門性の高い情報提供体制を構築している点に着目しており、これらの事業基盤は、公開買付者グループが展開する経済情報プラットフォーム及びリサーチサービスと組み合わせることにより、情報の網羅性及び分析機能の高度化を通じて、顧客に対する提供価値の向上に資するという考えに至りました。

これを踏まえ、公開買付者は、対象者との連携により、生成AIの活用を含むプロダクト開発及びコンテンツ拡充を一体的に推進することで、両社の事業の高度化及び競争力の強化を図ることが可能であると考え、対象者との連携の可能性について2022年5月より検討を進めてまいりました。

その一環として、公開買付者は、2022年6月13日に対象者の取引銀行からの紹介を受け、「Speeda」における対象者の市場調査レポートの取扱いに関する協議を行いました。当該協議は初期的な検討段階にとどまったことから、具体的な協業の検討を進めるには至りませんでした。

その後、生成AIの進展等により事業環境が大きく変化する中で、公開買付者は、外部コンテンツを取り込んだサービス高度化の必要性が一層高まったと認識いたしました。これを踏まえ、2025年1月、公開買付者は、対象者との連携の可能性について対象者に対して協議の再開を申し入れ、2025年2月、両者間で生成AIを活用した新たな価値提供の可能性や両社の事業の補完関係に関する討議を再開するに至りました。当該協議において、対象者との連携によりシナジーの創出が見込まれるとの認識を深めるに至りました。また、公開買付者は、本取引以外の方法として、自社による市場調査レポート事業の立ち上げ及び資本関係を伴わない業務提携の可能性についても検討いたしました。対象者が長年にわたり構築してきた、コンテンツを制作・保有し配信・公開するパブリッシャーとのネットワーク及び事業基盤は短期間で代替することが困難であること、また、生成AI時代における新たな価値提供モデルの構築には、レポートへの生成AI活用やパブリッシャーとの権利交渉、検索拡張生成技術(注4)の導入、ウェブに依存しない多角的な営業チャネルの構築、そして他の経済情報と組み合わせたより付加価値の高いサービスオフリングの確立などが求められますが、これには、両社の持つデータ基盤の統合に加え、顧客のユースケースに即した情報を的確に届けるための、より深いデータの分析及びこれに即した新たなプロダクト開発及び機動的な意思決定が不可欠であることから、これらの手法では十分な効果を実現することは困難であるとの結論に、2026年1月下旬に至りました。

(注4) 「検索拡張生成技術」とは、あらかじめ蓄積された文書やデータベースから関連情報を検索し、その内容をもとに生成AIが回答を生成する技術のことをいいます。

以上の検討の結果、2026年1月下旬、公開買付者は、対象者との連携を深化させ、両社の経営資源を一体的に活用するためには、資本関係を伴う形での統合が最も有効な手段であると判断するに至りました。

公開買付者は、本取引に関してさらに検討を進めるにあたり、2026年2月9日に、公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。 )を、2026年2月10日に、公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始いたしました。また、公開買付者は、2026年2月9日に対象者に対して、本取引に関する協議・交渉の申入れを行い、同日に本取引の実施に関する法的拘束力のない意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。 )を提出するとともに、デュー・ディリジェンスを実施したい旨の申入れを行い、対象者から、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の回答を受けました。さらに、2026年2月20日、対象者から、本特別委員会(下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に定義します。以下同じです。 )を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の回答を受けました。その後、公開買付者は、2026年2月20日から4月1日まで、対象者に関するデュー・ディリジェンス(以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。 )を実施し、当該検討を通じて、公開買付者は、本取引により以下のようなシナジーが期待できるとの考えに至りました。

( )顧客基盤及び営業体制の相互活用によるクロスセルの推進及び販売機会の拡大

公開買付者は、対象者の取引企業の相当数が既に公開買付者グループのサービス導入企業であるなど、両社の顧客基盤が高い親和性を有していると認識しており、公開買付者グループが有する営業人員及び営業体制を活用することにより、対象者サービスの提供機会の拡大が見込まれると考えております。具体的には、公開買付者グループが強固な基盤を有するコンサルティングファームや金融機関等のプロフェッショナル領域において、対象者サービスの販売拡大余地があると認識しており、当該営業基盤を活用したクロスセルの推進により、売上機会の最大化に資するものと考えております。

( )エキスパートネットワークサービスと市場調査レポートの融合による調査ソリューションの高度化

公開買付者は、公開買付者グループが提供する、自社アナリストによる分析コンテンツ及び専門家ネットワークを活用したエキスパートネットワークサービス(Speeda Expert Researchを含みます。 )と、対象者の市場調査レポートが、顧客の調査ニーズをワンストップで充足するための補完関係にあると認識しており、専門家へのヒアリング等により得られる定性的な一次情報と、対象者が提供する網羅的かつ定量的な市場調査レポートを組み合わせることにより、顧客の調査ニーズに対して一気通貫での価値提供が可能になると考えております。これにより、顧客単価及び案件単価の向上並びに顧客ロイヤリティの向上が期待されるとともに、両サービスを組み合わせせたクロスセル機会の創出に資するものと考えております。

( )市場調査レポートと生成AI・経済情報プラットフォームの統合による分析高度化及び新サービスの創出

公開買付者は、対象者が有する豊富な市場調査レポートを公開買付者の経済情報プラットフォーム上に統合し、生成AI及び検索拡張生成技術を活用することにより、高度な分析アウトプットを迅速に生成する新たなサービスの提供が可能になると考えております。また、当該取り組みの実現にあたっては、対象者が有するパブリッシャーとのネットワークに加え、公開買付者が有するコンテンツパートナー(注5)との交渉知見及び顧客基盤を活用することにより、コンテンツ利用に係る権利関係の整理等を通じてサービス実装を推進できるものと考えております。これらを通じて、従来の市場調査サービスの提供形態を高度化し、新たなビジネスモデルの構築に資するものと考えております。

(注5) 公開買付者が運営する経済情報プラットフォーム「Speeda」等への掲載等を目的として、公開買付者に対して、ニュース、業界レポート、企業データ、統計情報等のコンテンツをライセンス提供するデータ提供会社をいいます。

上記の検討結果を踏まえ、公開買付者は、本取引の背景を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容、直近の株価動向や本デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、2026年4月23日から2026年5月15日までの間、対象者及び本特別委員会との間で本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。 )に関する協議・検討を重ねました。

具体的には、公開買付者は、対象者に対し、2026年4月23日、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を1,580円(提案日の前営業日である同年4月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,332円に対して18.62%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、株価に対するプレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。))1,335円に対して18.35%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,376円に対して14.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,416円に対して11.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を134,200円(上記提案に係る本公開買付価格(1,580円)と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額238円の差額である1,342円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額)とする旨の初回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、対象者から、2026年4月24日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、近時の同種事例におけるプレミアム率と比較して相対的に低位な水準であり、対象者が起用した第三者算定機関である株式会社たすきコンサルティング(以下「たすきコンサルティング」といいます。)が行った対象者株式価値の試算結果、対象者株式の市場株価推移を踏まえると、対象者の一般株主の利益に十分に配慮された金額とはいえないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。これを受けて、公開買付者は、対象者に対し、2026年4月27日、本公開買付価格を1,620円(提案日の前営業日である同年4月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,300円に対して24.62%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,333円に対して21.53%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,373円に対して17.99%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,414円に対して14.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を138,200円(上記提案に係る本公開買付価格(1,620円)と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額238円の差額である1,382円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額)とする第2回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、対象者から、2026年4月27日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、たすきコンサルティングが行った対象者株式価値の試算結果や、本取引の実施により創出されるシナジーの一般株主への分配のあり方という観点から引き続き検討を要する点があり、一般株主の利益保護の観点に照らし十分に説明可能であるとの判断には至っていないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する回答を受けました。これを受けて、公開買付者は、対象者に対し、2026年5月1日、対象者の財務状況及び株価水準に加え、公開買付者が想定している企業価値向上のための施策の実行及びそれらの実現確度等を踏まえ、本公開買付価格を1,650円(提案日の前営業日である同年4月30日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,290円に対して27.91%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,327円に対して24.34%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,367円に対して20.70%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,409円に対して17.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を141,200円(上記提案に係る本公開買付価格(1,650円)と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額238円の差額である1,412円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額)とする旨の第3回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、対象者から、2026年5月7日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、近時の同種事例におけるプレミアム率と比較して依然として低い水準であることに加え、本取引の実施により相応のシナジー効果が見込まれるところ、本公開買付価格は、当該シナジーのうち一般株主の皆様に帰属すべき部分が十分に反映されている価格水準とは依然としていえないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。これを受けて、公開買付者は、対象者に対し、2026年5月12日、改めて対象者の財務状況及び株価水準に加え、公開買付者が想定している企業価値向上のための施策の実行により実現する価値を最大限考慮した結果として、本公開買付価格を1,680円(提案日の前営業日である同年5月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,231円に対して36.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,307円に対して28.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,354円に対して24.08%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,401円に対して19.91%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を144,200円(上記提案に係る本公開買付価格(1,680円)と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額238円の差額である1,442円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額)とする旨の最終提案を行いました。これに対して、公開買付者は、対象者から、2026年5月15日、本特別委員会において検討した結果、最終提案について応諾する旨の回答を受領しました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2026年5月20日、本公開買付価格を1,680円、本新株予約権買付価格を144,200円として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、公開買付者は、対象者との協議・交渉と並行して、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2026年5月11日に、小野優子氏、小野悟氏、樋口めぐ美氏、エルワイアル及び樋口荘祐氏に対して、2026年5月12日に、田野聡美氏及びいちとせに対して、直接面談の上、本応募契約の締結を申し入れるとともに、本応募契約の内容に関する説明を行い、2026年5月20日に応募契約を締結いたしました。なお、公開買付者は、本応募合意株主との間では、本公開買付価格に関する協議・交渉を行っておりません。

#### 【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

対象者との間の上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の価格交渉を経て、公開買付者は、2026年5月20日に、本公開買付価格を1,680円、本新株予約権買付価格を144,200円とすることを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるKPMGから2026年5月19日付で株式価値算定書を取得しており、当該内容を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析した上で、対象者との協議及び交渉を行い、最終的に2026年5月20日に本公開買付価格を1,680円と決定いたしました。

本公開買付価格1,680円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年5月19日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,237円に対して35.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,274円に対して31.87%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,334円に対して25.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,390円に対して20.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格1,680円は、本書提出日の前営業日である2026年5月20日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,244円に対して35.05%のプレミアムを加えた価格となります。

本新株予約権は、本書提出日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額(238円)が、本公開買付価格(1,680円)を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の1株あたりの行使価額238円の差額である1,442円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である144,200円とすることを決定いたしました。なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされていますが、対象者は、2026年5月20日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しているとのこと。また、公開買付者は、上記のとおり本新株予約権買付価格を決定したことから、本新株予約権の買付価格について、第三者算定機関から算定書や公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

#### 【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

##### ( ) 検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年2月9日に公開買付者から、本取引の背景及び目的、想定されるシナジー等が記載された本意向表明書を受領し、あわせて、本取引の実現可能性及び条件等を検討するための本デュー・ディリジェンスの申入れを受けました。これを受け、対象者は同日、公開買付者に対して、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の回答をしたとのこと。その後、本意向表明書の内容について検討するにあたり、2026年2月20日に、本公開買付価格の公正性その他の本取引の公正性を担保すべく、公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして三宅坂総合法律事務所を、同じく公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社エンジェル・トーチ(以下「エンジェル・トーチ」といいます。)及び第三者算定機関としてたすきコンサルティングを、それぞれ選任したとのこと。

また、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当せず、また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引(注1)にも該当しないとのことです。もっとも、本応募合意株主である小野優子氏及び小野悟氏は、対象者の支配株主であり、対象者が本公開買付けに関して意見表明することは支配株主との重要な取引等に該当すること、公開買付者が、対象者の取締役会長で第2位株主である小野悟氏及び対象者の代表取締役社長で第3位株主である樋口祐祐氏を含む本応募合意株主との間で本応募契約を締結していることを踏まえ、対象者は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避する観点から、公開買付者、対象者及び本応募合意株主からの独立性を有する、久富有道氏(対象者独立社外取締役・常勤監査等委員)、船山雅史氏(対象者独立社外取締役・監査等委員)、岡田尚人(対象者独立社外取締役・監査等委員)及び元田達弥氏(対象者独立社外取締役・監査等委員)の4名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置する旨を2026年2月20日開催の対象者取締役会において決議したとのことです(本特別委員会の構成及び設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。対象者は公開買付者に対し、本特別委員会を設置し、本取引に係る協議及び交渉に応じる意向について、2026年2月20日に口頭により回答したとのことです。

(注1) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって公開買付対象者の役員と利益を共通にする取引をいうとのことです。

#### ( ) 検討・交渉の経緯

対象者は、上記体制の下、本取引の意義・目的を含む本公開買付けの概要、対象者グループを取り巻く事業環境及び対象者グループの事業の状況、本取引が対象者グループに与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向、たすきコンサルティングからの対象者株式の価値算定結果に関する報告及びエンジェル・トーチからの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言並びに三宅坂総合法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言等を踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

また、対象者は、本特別委員会も交えて定期的に協議を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、対応を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、公開買付者から本意向表明書を受領後、本取引の内容を具体的に検討するため、本特別委員会における検討・協議を開始し、2026年3月2日開催の本特別委員会において、エンジェル・トーチより本意向表明書の記載内容に関する説明を受けるとともに、本取引の意義・目的並びに本取引後の経営体制及び事業方針に関して質疑応答を行ったとのことです。

さらに2026年3月11日開催の本特別委員会において、本取引に係る取引条件、本公開買付価格の公正性を担保するための措置、公開買付者に対する質問事項などを検討、協議したとのことです。その後、対象者は2026年3月12日に公開買付者に対して、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針に関する質問状を提出し、2026年3月23日に公開買付者から回答書を受領したとのことです。

また、2026年3月25日開催の本特別委員会において、公開買付者との面談を実施し、上記回答書の補足説明を受けるとともに、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針に関する質疑応答を行ったとのことです。

加えて、対象者は、2026年2月20日から2026年4月1日までの間、公開買付者及び公開買付者が選任した外部専門家による対象者グループに対する本デュー・ディリジェンスを受け入れ、ビジネス、財務・税務、法務、人事、労務、知的財産、情報システム及びコンプライアンス等の各分野について、書面による質問への回答、データルームを通じた関連資料の開示、対象者の経営陣及び担当者へのインタビュー(マネジメント・インタビューを含みます。)等の方法により、必要な情報の提供及び説明を行ったとのことです。

その後、対象者及び本特別委員会は、2026年4月23日から2026年5月15日までの間、公開買付者との間で本公開買付価格に関する協議・検討を重ねたとのことです。

具体的には、公開買付者は、対象者に対し、2026年4月23日、対象者が2026年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を1,580円(提案日の前営業日である同年4月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,332円に対して18.62%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,335円に対して18.35%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,376円に対して14.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,416円に対して11.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を134,200円(上記提案に係る本公開買付価格(1,580円)と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額238円の差額である1,342円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額)とする旨の初回提案を行ったとのことです。これに対して、対象者は、公開買付者に対して、2026年4月24日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、近時の同種事例におけるプレミアム率と比較して相対的に低位な水準であり、対象者が起用した第三者算定機関であるたすきコンサルティングが行った対象者株式価値の試算結果、対象者株式の市場株価推移を踏まえると、対象者の一般株主の利益に十分に配慮された金額とはいえないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を行ったとのことです。これを受けて、公開買付者は、対象者に対し、2026年4月27日、本公開買付価格を1,620円(提案日の前営業日である同年4月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,300円に対して24.62%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,333円に対して21.53%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,373円に対して17.99%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,414円に対して14.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を138,200円(上記提案に係る本公開買付価格(1,620円)と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額238円の差額である1,382円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額)とする第2回提案を行ったとのことです。これに対して、対象者は、公開買付者に対して、2026年4月27日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、たすきコンサルティングが行った対象者株式価値の試算結果や、本取引の実施により創出されるシナジーの一般株主への分配のあり方という観点から引き続き検討を要する点があり、一般株主の利益保護の観点に照らし十分に説明可能であるとの判断には至っていないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する回答を行ったとのことです。これを受けて、公開買付者は、対象者に対し、2026年5月1日、対象者の財務状況及び株価水準に加え、公開買付者が想定している企業価値向上のための施策の実行及びそれらの実現確度等を踏まえ、本公開買付価格を1,650円(提案日の前営業日である同年4月30日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,290円に対して27.91%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,327円に対して24.34%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,367円に対して20.70%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,409円に対して17.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を141,200円(上記提案に係る本公開買付価格(1,650円)と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額238円の差額である1,412円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額)とする旨の第3回提案を行ったとのことです。これに対して、対象者は、公開買付者に対して、2026年5月7日、本特別委員会において検討した結果、提案された本公開買付価格は、近時の同種事例におけるプレミアム率と比較して依然として低い水準であることに加え、本取引の実施により相応のシナジー効果が見込まれるところ、本公開買付価格は、当該シナジーのうち一般株主の皆様に帰属すべき部分が十分に反映されている価格水準とは依然としていえないことを理由に、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を行ったとのことです。これを受けて、公開買付者は、対象者に対し、2026年5月12日、改めて対象者の財務状況及び株価水準に加え、公開買付者が想定している企業価値向上のための施策の実行により実現する価値を最大限考慮した結果として、本公開買付価格を1,680円(提案日の前営業日である同年5月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,231円に対して36.47%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,307円に対して28.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,354円に対して24.08%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,401円に対して19.91%のプレミアムをそれぞれ加えた金額)、本新株予約権買付価格を144,200円(上記提案に係る本公開買付価格(1,680円)と本新株予約権の対象者株式1株あたりの行使価額238円の差額である1,442円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額)とする旨の最終提案を行ったとのことです。これに対して対象者は、公開買付者に対して、2026年5月15日、本特別委員会において検討した結果、最終提案について応諾する旨の回答を行ったとのことです。

以上の協議及び交渉を経て、対象者は、2026年5月20日、本公開買付価格を1,680円、本新株予約権買付価格を144,200円として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを受諾したとのことです。

## ( )判断内容

以上の経緯の下、対象者は、2026年5月20日開催の対象者取締役会において、三宅坂総合法律事務所から受けた法的助言、エンジェル・トーチから受けた財務的見地からの助言並びに2026年5月19日付でたすきコンサルティングから提出を受けた対象者株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から2026年5月20日付で提出された答申書(以下「本答申書」といいます。)において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行ったとのことです。その結果、以下のとおり、対象者は、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者株式の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引は公正な手続を通じて行われることにより一般株主の享受すべき利益が確保されるものになっているとの結論に至ったとのことです。

具体的には、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者を取り巻く事業環境は、インド・中国系調査出版会社の台頭、調査出版会社による直販比率の上昇、Google検索エンジンの仕様・アルゴリズム変更によるウェブサイトへの検索流入数の減少、並びに生成AIの急速な進化に伴う情報収集・情報提供のあり方の変化等により、大きな転換点を迎えているところ、対象者は、これまでウェブ検索を中心とするインバウンド型の顧客獲得に強みを有してきたものの、今後の持続的成長のためには、当該事業環境の変化に対応した販売チャネルの多様化、委託調査事業の強化、並びにAI時代に適合した新たなサービス提供モデルの構築が必要であると認識しているとのことです。対象者は、本取引を通じて公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者グループが有する法人向け営業基盤、経済情報プラットフォーム、専門家ネットワーク、コンテンツ企画力、AI・プロダクト開発力及びエンジニアリング人材等を活用することが可能となり、対象者が中期経営計画において掲げる「総合市場情報プロバイダーへの進化」をより迅速かつ着実に推進することができると見込まれるとのことです。また、対象者の市場調査レポート、年間契約型情報サービス及び委託調査の提供機能と、公開買付者グループの「Speeda」その他の経済情報基盤とを組み合わせることにより、従来レポート販売にとどまらない高付加価値な情報ソリューションの開発が可能になると見込まれるとのことです。特に、対象者が有する市場調査レポート資産と、公開買付者グループが有する専門家知見、編集機能及び顧客基盤との連携により、委託調査事業の拡大、クロスセル機会の創出及び顧客単価の向上が期待できるとのことです。さらに、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、AIを活用した検索性・比較性・利便性の高い新しい市場情報サービスの開発を、権利処理、プロダクト開発及び販売戦略を含めて一体的に推進できるようになり、生成AI時代における競争力強化に資すると見込まれるとのことです。また、対象者株式の非公開化を通じて、上場維持コストを削減することができ、経営資源を成長投資、商品開発及び営業基盤の強化により有効に振り向けることが可能になると考えられるとのことです。なお、一般に、株式の非公開化を行った場合には、株式市場からの資金調達を行うことができなくなるというデメリットが考えられるものの、本取引後は、公開買付者グループの経営資源や財務基盤を活用することにより、対象者が株式市場から直接資金調達を行う必要性は相対的に低下すると考えられること、また、上場会社として享受してきた知名度や信用力への影響も想定されるものの、公開買付者グループの知名度及び信用力に加え、対象者がこれまでに培ってきたブランド、顧客基盤及び取引関係を鑑みれば、非公開化や公開買付者の完全子会社となることにより、対象者の事業に重大な悪影響が生じる可能性は限定的であると考えられるとのことです。

また、対象者は、以下の点等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の諸条件は妥当性を有しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

なお、対象者は、2025年11月12日付で「2025年12月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表の上、2025年2月10日に公表した2025年12月期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の通期連結業績予想の下方修正(以下「本件下方修正」といいます。)を行っているとのこと。もっとも、本件下方修正は、2025年12月期第3四半期が業績予想に対して低調に推移したことを受け、セグメント別及び事業区分別に2025年12月期第4四半期以降の業績見通しを精査し、通期連結業績予想について再検討した結果として行ったものであり、本公開買付けを含む本取引を前提として行われたものではなく、また、公開買付者の意向等を汲んで行われたものでもないとのこと。したがって、本件下方修正は、本取引における本公開買付価格の妥当性を疑わせるような事情には該当しないものと判断しているとのこと。

- (ア) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「( ) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているたすきコンサルティングによる対象者株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限値を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果の中央値を上回るものであること。
- (イ) 本公開買付価格である1,680円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,237円に対して35.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,274円に対して31.87%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,334円に対して25.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,390円に対して20.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。この点2023年12月22日から2025年12月15日までに公表され、その後成立した、時価総額100億円未満の国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した買付予定数の上限が付されていない他社株公開買付けの事例(より類似性の高い他事例との比較という観点から、マネジメント・バイアウト(MBO)取引、対抗的な公開買付けの事例、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる公開買付け(いわゆるディスカウントTOB)の事例、REITを対象とする事例、公開買付けの公表前に事前報道のあった事例、二段階公開買付けの事例、公開買付けの開始予告が行われた事例を除く。)39件におけるプレミアム水準(公開買付け公表日の前営業日の終値に対するプレミアムの平均値が59.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が57.56%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が57.79%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が56.89%)と比較して必ずしも高い水準とは評価できないものの、対象者グループが2026年3月末日時点で保有する現金及び預金は約26億9,000万円と総資産の80%以上に及ぶところ、一般的に現預金比率が高い企業を公開買付対象者とする公開買付けにおいてはプレミアムが相対的に低位に抑えられる傾向にあること、また、本公開買付価格は、2024年12月期(2024年1月1日~2024年12月31日)の初日である2024年1月1日以降における対象者株式の終値の最高値1,598円(2024年3月7日時点)を上回る価格であると認められることを踏まえると、一定の合理的な水準のプレミアムが付されていると認められること。
- (ウ) 本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とされているところ、上記のとおり、本公開買付価格は一定の合理性があるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についても同様に一定の合理性があるものと考えられること。
- (エ) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が講じられていること等から、本取引については、少数株主の利益への相応の配慮がなされていると認められること。
- (オ) 本公開買付価格は、上記各措置が講じられた上で、公開買付者及び対象者の間で実質的な協議・交渉が複数回にわたり行われた結果として合意されたものであること。
- (カ) 対象者が本特別委員会から2026年5月20日付で取得した本答申書においても、本取引の目的は合理的であり、本取引の取引条件は妥当であって、対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨判断されていること。

以上より、対象者は、2026年5月20日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

当該取締役会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

#### 【公開買付け後の経営方針】

公開買付者は、本公開買付けの成立後、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジーの創出を着実に実行していく予定です。本公開買付けの成立後の対象者の役員構成を含む経営体制については、対象者グループ全体のガバナンス体制を踏まえて決定することを想定しており、本取引の完了後に、対象者との協議の上で、対象者グループの事業の特性や強みを十分に生かして、両社の更なる企業価値向上を実現するために経営体制や事業運営の枠組みを構築していくことを検討しておりますが、本書提出日現在で決定した事項はございません。

なお、公開買付者は、本取引後も、対象者の既存の従業員の雇用及び処遇等は基本的に現状維持を想定しております。

また、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」及び下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本取引の一環として、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

#### (3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

本書提出日現在において、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を保有しておらず、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)にも該当しません。もっとも、本応募合意株主である小野優子氏及び小野悟氏は、対象者の支配株主であり、本公開買付けに関する対象者の意見表明が支配株主との重要な取引等に該当すること、公開買付者が、対象者の取締役会長で第2位株主である小野悟氏及び対象者の代表取締役社長で第3位株主である樋口荘祐氏を含む本応募合意株主との間で本応募契約を締結していることを踏まえ、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定に慎重を期し、また、本取引の公正性及び透明性を担保するため、それぞれ以下の措置を講じております。

なお、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けへの応募を希望する一般株主の皆様の利益に必ずしも資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者としては、公開買付者及び対象者において以下の措置を講じていることから、対象者の一般株主及び本新株予約権者の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えており、対象者も同様に考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

## 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるKPMGに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年5月19日付で株式価値算定書を取得いたしました。(注1)なお、KPMGは、公開買付者、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。なお、本取引に係るKPMGに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が一部含まれております。公開買付者は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本取引が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であることを助案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりKPMGを公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

## ( ) 普通株式

KPMGは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用して対象者株式の株式価値の算定を行っております。

KPMGによる対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法	: 1,237円 ~ 1,390円
DCF法	: 1,564円 ~ 1,857円

市場株価法では、算定基準日を2026年5月19日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の算定基準日の終値1,237円、算定基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,274円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,334円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,390円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,237円から1,390円までと算定しております。

DCF法では、対象者が2026年2月10日付で公表した2026年12月期から2028年12月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)、直近までの業績の動向、公開買付者が2026年4月1日までに対象者に対して行った本デュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の財務予測(以下「公開買付者財務予測」といいます。)に基づき、対象者が2026年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,564円から1,857円までと算定しております。なお、公開買付者よりKPMGに提供され、KPMGがDCF法に用いた公開買付者財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。またKPMGがDCF法に用いた公開買付者財務予測は、本取引の実現を前提として、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しております。

(注1) KPMGは、対象者の株式価値算定に際して、公開買付者若しくは対象者から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、対象者の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、KPMGは、対象者グループの資産及び負債(簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておりません。また、かかる算定において考慮した公開買付者財務予測については、公開買付者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2026年5月19日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

( )本新株予約権

本新株予約権については、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本新株予約権買付価格は本公開買付価格と本新株予約権の行使価額238円の差額である1,442円に、各本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数を乗じた金額とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本公開買付価格を基に本新株予約権買付価格を決定したことから、本新株予約権の買付価格について、第三者算定機関からの算定書や公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

( )独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

対象者は、本取引に関する意思決定の公正性及び透明性を担保するため、2026年2月20日、公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、エンジェル・トーチを選任し、本取引に関する意思決定の方法及び過程、公開買付者との交渉方針、本特別委員会との連携の在り方その他の留意事項について、必要な助言を受けているとのことです。

エンジェル・トーチは、公開買付者、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、エンジェル・トーチに対する報酬には、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行を勧告すれば、当該成功報酬が含まれていることをもって直ちに独立性が否定されるものではないと判断しているとのことです。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、エンジェル・トーチの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして承認しており、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

( )独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するため、公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立した第三者算定機関として、たすきコンサルティングを選任し、同社より2026年5月19日付で対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。

なお、たすきコンサルティングは、公開買付者、対象者及び本応募合意株主のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本取引に係るたすきコンサルティングに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、対象者は、かかる報酬体系がたすきコンサルティングの独立性の判断等に影響を与えるものではないと判断の上、たすきコンサルティングを第三者算定機関として選任したとのことです。なお、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、たすきコンサルティングの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、対象者の第三者算定機関として承認しており、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

たすきコンサルティングは、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較可能な上場会社が存在し、類似会社との比較による株式価値の検討が可能であることから類似会社比較法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を採用して、対象者株式の株式価値算定を行ったとのことです。

たすきコンサルティングによる対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 1,237円 ~ 1,390円
類似会社比較法	: 1,171円 ~ 1,365円
DCF法	: 1,562円 ~ 1,729円

市場株価法においては、基準日を2026年5月19日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値1,237円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,274円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,334円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,390円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,237円から1,390円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法においては、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定した上で、当該類似会社におけるEBITDA倍率及びEBIT倍率を用いて対象者の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,171円から1,365円までと算定しているとのことです。

DCF法においては、本事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年12月期以降に将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,562円から1,729円までと算定しているとのことです。割引率は加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)を採用し、10.01%から11.01%としているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案した上で、永久成長率を0.00%から1.00%としているとのことです。なお、余剰現預金については、対象者の過去の運転資金水準、将来の資金需要及び資金繰りの状況等を踏まえ、対象者が通常の事業運営に必要とされる営業活動に伴う仕入債務や人件費等の支払いに係る費用から、短期間で回収が見込まれる売上債権等を控除した金額を考慮しているとのことです。

なお、本事業計画については、本応募合意株主であり対象者の取締役である樋口荘祐氏がその作成に関与するとともに、2026年2月10日に対象者の取締役会で本事業計画が承認された際には、樋口荘祐氏のほか、本応募合意株主、対象者の取締役でありかつ対象者の支配株主である小野悟氏も、その審議及び決議に参加したとのことです。もっとも、対象者は、本事業計画について、本取引に係る本意向表明書を受領した2026年2月9日より前から作成に着手し、本意向表明書受領の前後で作成のプロセスに変更なく検討及び作成を進めており、公開買付者又はその関係者がその作成に関与し又は影響を及ぼした事実はないこと、また、公開買付者との交渉において、本事業計画について公開買付者に対して一定の説明を行っているものの、公開買付者の指示により、又はその意を汲んで、対象者が作成又は修正を行った事実はないことから、本事業計画を株式価値の算定の根拠に使用しても公正性を害することはないと考えているとのことです。

たすきコンサルティングがDCF法による算定の前提とした本事業計画には、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。

なお、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、たすきコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

#### ( )本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額238円の差額である1,442円に、本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額とされ、本公開買付価格をもとに決定されていることから、対象者は、本新株予約権の買付価格についてたすきコンサルティングから算定書及び公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされていますが、対象者は、2026年5月20日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しているとのことです。

#### 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

対象者は、本取引に関する意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして三宅坂総合法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続、対象者取締役会及び本特別委員会の意思決定の方法及び過程、開示に当たっての留意事項その他の法的助言を受けているとのことです。

三宅坂総合法律事務所は、公開買付者、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本公開買付けを含む本取引に係る三宅坂総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、対象者は、かかる報酬体系が三宅坂総合法律事務所の独立性の判断等に影響を与えるものではないと判断の上、三宅坂総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任したとのことです。

なお、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、三宅坂総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

#### 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者は、本取引の是非を審議及び決議するに先立ち、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2026年2月20日、公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立した委員により構成される本特別委員会を設置したとのことです。

本特別委員会の委員は、久富有道氏(対象者独立社外取締役・常勤監査等委員)、船山雅史氏(対象者独立社外取締役・監査等委員、公認会計士・税理士)、岡田尚人氏(対象者独立社外取締役・監査等委員、弁護士)及び元田達弥氏(対象者独立社外取締役・監査等委員、税理士)の4名で構成されており、各委員はいずれも公開買付者、対象者及び本応募合意株主から独立した立場にあり、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、上記4氏は、いずれも東京証券取引所に独立役員として届け出ているとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておらず、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの4名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、久富有道氏が選任されており、本特別委員会の委員長についても変更した事実はないとのことです。

対象者取締役会は、本特別委員会に対し、以下の事項について諮問しているとのことです。

- ( )本取引の目的が正当かつ合理的なものであるか(対象者の企業価値向上に資するものであるかを含む。)
- ( )本取引に至る手続きが公正であるか
- ( )本取引における公開買付価格その他の条件が妥当であるか
- ( )上記( )から( )までを踏まえ、本取引が対象者の一般株主(少数株主)にとって不利益になるものではないか
- ( )本取引に対象者取締役会が賛同意見を表明し、対象者株主及び本新株予約権者に対して本取引への応募を推奨することを決議することの是非

また、対象者取締役会は、対象者取締役会が本特別委員会の答申を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の取引条件の妥当性がないと判断した場合には、本取引に対する賛同意見を出さないことを決議しているとのことです。加えて、本特別委員会に対し、( )公開買付者との交渉について、事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことができること、また、その検討及び判断に必要な情報を得るため、必要に応じて、対象者に対し、又は対象者を介して公開買付者に対して情報提供を求めることができること、( )対象者が選定したファイナンシャル・アドバイザー(エンジェル・トーチ)、リーガル・アドバイザー(三宅坂総合法律事務所)及び株式価値の第三者算定機関(たすきコンサルティング)を承認することができること、これらの者に独立性及び専門性があるとして本特別委員会が承認するとき、本特別委員会は、当該ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関に対して、本特別委員会から助言を求めることができること、並びに( )本特別委員会は、必要に応じて、独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーを選任することができることについての権限を付与しているとのことです。

本特別委員会は、2026年3月2日から同年5月20日までの間に合計10回、合計約9時間にわたって開催されたほか、各会議間においても本特別委員会の委員の間で随時電子メール等により意見交換を行い、本取引の目的・背景、本取引後の対象者の経営方針、本事業計画の内容及び合理性、本公開買付価格の妥当性、本取引に係る手続の公正性等について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者及び公開買付者から提出された資料の検討を行うとともに、対象者経営陣、エンジェル・トーチ、たすきコンサルティング、三宅坂総合法律事務所及び必要に応じて公開買付者から説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、対象者と公開買付者との間における本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与し、対象者に対し、交渉方針に関する意見を述べ、必要に応じて価格の引上げを含む条件の再提示及び交渉の継続を要請したとのことです。

その結果、対象者は、本特別委員会から2026年5月20日付で、大要以下の内容の答申書を取得しているとのことです。

(a) 答申内容

- (ア)本取引の目的が正当かつ合理的なものであり、対象者の企業価値向上に資するものであると考える。
- (イ)本取引に至る手続は公正であると考ええる。
- (ウ)本取引における公開買付価格その他の条件は妥当であると考ええる。
- (エ)上記(ア)から(ウ)までを踏まえると、本取引は、対象者の一般株主(少数株主)にとって不利益になるものではないと思料される。
- (オ)上記(ア)から(エ)を踏まえれば、対象者取締役会が本取引に賛同意見を表明し、対象者株主及び新株予約権者に対して本取引への応募を推奨することを決議することは、相当である。

(b) 答申理由

- (ア)「本取引の目的が正当かつ合理的なものであるか(対象者の企業価値向上に資するものであるかを含む。)」について本特別委員会は、以下の理由から、本取引の目的が正当かつ合理的なものであり、対象者の企業価値向上に資するものであると考える。
  - ・ 対象者及び公開買付者から説明を受けた、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の内容の、対象者及び公開買付者による、対象者の業務の現況、事業計画及び経営課題の認識については、矛盾した点や明らかに客観的事実に反している点は認められない。
  - ・ 公開買付者としては、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引により、顧客基盤及び営業体制の相互活用によるクロスセルの推進及び販売機会の拡大、エキスパートネットワークサービスと市場調査レポートの融合による調査ソリューションの高度化、市場調査レポートと生成AI・経済情報プラットフォームの統合による分析高度化及び新サービスの創出といったシナジーが実現できると考えているとのことである。当該シナジーの内容は、対象者の業務の現況、事業計画及び経営課題についての認識にも即し、対象者の企業価値の一層の向上を図る上で、いずれも重要性の高い施策であると認められる。

- ・ 公開買付者は、本取引後も、対象者の既存の従業員の雇用及び処遇等は基本的に現状維持を想定しているとのことであり、対象者従業員に不利益が及ばないよう配慮がなされている。
- ・ 本取引に伴う対象者株式の非公開化については、上場維持コストを削減することができ、経営資源を成長投資、商品開発及び営業基盤の強化により有効に振り向けることが可能になると考えられる。一方で、一般に、株式の非公開化を行った場合には、株式市場からの資金調達を行うことができなくなるといったデメリットが考えられるものの、本取引後は、公開買付者グループの経営資源や財務基盤を活用することにより、対象者が株式市場から直接資金調達を行う必要性は相対的に低下すると考えられること、また、上場会社として享受してきた知名度や信用力への影響も想定されるものの、公開買付者グループの知名度及び信用力に加え、対象者がこれまでに培ってきたブランド、顧客基盤及び取引関係に鑑みれば、非公開化や公開買付者の完全子会社となることにより、対象者の事業に重大な悪影響が生じる可能性は限定的であると考えられる。

(イ)「本取引に至る手続きが公正であるか」について

- ・ 本特別委員会は、以下の理由から、本取引に至る手続は公正であると考え。公開買付者は対象者株式及び対象者新株予約権を所有しておらず、本公開買付けは支配株主その他の関係会社による公開買付けには該当しない。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)取引にも該当しない。もっとも、本応募合意株主である小野優子氏及び小野悟氏は、対象者の支配株主であり、本公開買付けに関する意見表明が支配株主との重要な取引等に該当すること、公開買付者が、対象者の取締役会長で第2位株主である小野悟氏及び対象者の代表取締役社長で第3位株主である樋口荘祐氏を含む本応募合意株主との間で応募契約を締結する予定であること等を踏まえ、対象者としては、本取引につきより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識し、本取引の検討にあたり、本公開買付価格の具体的な交渉に入る以前に、本特別委員会を設置しており、以下のとおり、本特別委員会の対象者、公開買付者及び本応募合意株主からの独立性が確保されていると考える。
- ・ 委員構成につき、久富有道(対象者独立社外取締役・常勤監査等委員)、船山雅史(対象者独立社外取締役・監査等委員、公認会計士・税理士)、岡田尚人(対象者独立社外取締役・監査等委員、弁護士)及び元田達弥(対象者独立社外取締役・監査等委員、税理士)の4名を、公開買付者、対象者及び本応募合意株主からの独立性を有し、かつ本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認し、専門性にも十分配慮した上で、委員に選任した。
- ・ 本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。
- ・ 本特別委員会の委員として設置当初から上記4名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はなく、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、久富有道が選任されており、本特別委員会の委員長についても変更した事実はない。
- ・ 対象者取締役会は、本取引につき、本特別委員会の答申を最大限尊重し、本特別委員会が取引条件の妥当性がないと判断した場合には、本取引に対する賛同意見を出さないものとするのが、対象者取締役会において決議されている。
- ・ 本特別委員会は、公開買付者との交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことができる旨、また、その検討及び判断に必要な情報を得るため、必要に応じて、対象者に対し、又は対象者を介して公開買付者に対して、情報提供を求めることができる旨が、対象者取締役会において決議されている。
- ・ 本特別委員会は、対象者が選定したファイナンシャル・アドバイザー(エンジェル・トーチ)、リーガル・アドバイザー(三宅坂総合法律事務所)及び株式価値の第三者算定機関(たすきコンサルティング)を承認することができ、これらの者に独立性及び専門性があるとして本特別委員会が承認するとき、本特別委員会は、当該ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー及び第三者算定機関に対して、本特別委員会から助言を求めることができること、並びに必要なに応じて、独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーを選任することができることが、対象者取締役会において決議されている。

- ・ 対象者及び本特別委員会は、ファイナンシャル・アドバイザーとして対象者が選任したエンジェル・トーチより、随時、本取引に関する意思決定の方法及び過程、公開買付者との交渉方針、本特別委員会との連携の在り方その他の留意事項などに関して、必要な助言を得ている。なお、エンジェル・トーチは、公開買付者、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、並びにその専門性及び独立性に問題がないことを、本特別委員会において確認済である。なお、エンジェル・トーチに対する報酬には、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行を勘案すれば、当該成功報酬が含まれていることをもって直ちに独立性が否定されるものではないと判断できる。
- ・ 対象者及び本特別委員会は、株式価値の第三者算定機関として対象者が選任したたすきコンサルティングより、本公開買付価格の妥当性を確保するために、株式価値算定書を取得している。なお、たすきコンサルティングは、公開買付者、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、並びにたすきコンサルティングに支払われる報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことを、本特別委員会において確認済であり、その専門性及び独立性に問題はないことを、本特別委員会において確認済である。なお、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえ、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、たすきコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことであるが、当該説明には不合理な点は認められない。
- ・ 対象者及び本特別委員会は、リーガル・アドバイザーとして対象者が選任した三宅坂総合法律事務所より、随時、本取引における手続の公正性を担保するための措置、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続、対象者取締役会及び本特別委員会の意思決定の方法及び過程、開示にあたっての留意事項その他の法的助言を得ている。なお、三宅坂総合法律事務所は、公開買付者、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、並びに三宅坂総合法律事務所に支払われる報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれていないこと、並びにその専門性及び独立性に問題がないことを、本特別委員会において確認済である。
- ・ 対象者の取締役のうち、小野悟氏及び樋口荘祐氏は本応募合意株主であり、公開買付者との間で利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、公開買付者から本取引に係る法的拘束力のない意向表明書を受領した2026年2月9日以降、対象者の立場において本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも関与していない。
- ・ 本公開買付けの期間は、金融商品取引法に定められた最低限の日数(20営業日)よりも10営業日長い30営業日に設定されている。公開買付者によれば、公開買付期間を法定の最低限の日数より比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保すると共に、対象者株式について公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」という。)にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することも企図しているとのことであり(いわゆる間接的なマーケット・チェック)、妥当と考えられる。なお、対象者においては、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討するような、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含む。)は行っていないとのことである。しかし、積極的なマーケット・チェックは情報管理の観点から実務上の問題も考えられること、本取引においては本答申書で述べるような充実した公正性担保措置が取られていると考えられることから、積極的なマーケット・チェックを実施しなくとも、直ちに本取引の公正性が阻害されることはないものと考えられる。
- ・ 公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことであり、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮されていると考えられる。

- ・ 本取引に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、対象者株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、本取引を実施するに至った背景、目的等に関する情報、対象者と公開買付者との間で行われた取引条件に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、対象者の株主による取引条件の妥当性についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。
- ・ 本公開買付けに応募しなかった対象者の一般株主(少数株主)には、本公開買付けの成立後に実施される予定の、対象者を公開買付者の完全子会社とするための手続(株式等売渡請求又は株式併合)において、最終的には金銭が交付されることになり、これらの手続において一般株主(少数株主)に交付される金銭の額は、1株当たりの本公開買付けの価格に、当該株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定である。また、株式等売渡請求及び株式併合の手続において、一般株主(少数株主)は、裁判所に対し、売買価格の決定の申立て又は株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。以上のことから、一般株主(少数株主)が本公開買付けに応募するか否かについて、適切に判断を行う機会を確保するために、強圧性が生じないよう配慮されているといえる。
- ・ 本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定されていないが、公開買付者によれば、当該下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定していないとのことである。本取引では、本答申書において述べるような充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた対象者の一般株主(少数株主)の利益への十分な配慮がなされていると評価できることを踏まえれば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)条件の設定を行っていなくとも、直ちに本取引の公正性が否定されるものではないと考えられる。
- ・ 以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、対象者が公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。

(ウ)「本取引における公開買付価格その他の条件が妥当であるか」について

本特別委員会は、以下の理由から、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当であると考えます。

- ・ 上記(イ)記載のとおり、対象者及び本特別委員会は、たすきコンサルティングより、本公開買付価格の妥当性を確保するために、株式価値算定書を取得した。また、本特別委員会は、当該株式価値算定書の取得にあたり、たすきコンサルティングから、当該算定結果とともに、対象者の株式価値の算定方法、当該算定方法を選択した理由、各算定方法の内容及び重要な前提条件について質疑応答を行った。本公開買付価格は、たすきコンサルティングによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジ(1,237円～1,390円)の上限値及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジ(1,171円～1,365円)の上限値を上回る価格である。また、DCF法に基づく算定結果のレンジ(1,562円～1,729円)の中央値を超え、対象者が実現し得る本源的価値が適切に反映されているものと評価できる。なお、たすきコンサルティングが採用した対象者株式の株式価値の算定手法である市場株価法、類似会社比較法、DCF法のいずれの算定手法(各算定手法の詳細は以下のとおり)についても意図的又は恣意的な取扱いは見受けられず、たすきコンサルティングによる対象者株式の株式価値の算定結果は、本公開買付価格の妥当性を判断するための資料として一定の合理性が認められる。なお、たすきコンサルティングは、本事業計画をDCF法の算定の基礎として用いている。本事業計画については、本公開買付けに関して公開買付者と応募契約を締結予定であり対象者取締役である樋口荘祐氏がその作成に関与するとともに、2026年2月10日に対象者取締役会で本事業計画が承認された際には、樋口荘祐氏のほか、本公開買付けに関して公開買付者と応募契約を締結予定であり、対象者取締役でありかつ対象者の支配株主である小野悟氏も、その審議及び決議に参加している。もっとも、本事業計画については、本取引に係る公開買付者作成の意向表明書を受領した2026年2月9日より前から対象者において作成に着手し、当該意向表明書受領の前後で作成のプロセスに変更なく検討及び策定が進められたものと認められ、公開買付者又はその関係者がその作成に関与し又は影響を及ぼした事実は認められないこと、また、公開買付者との交渉において、本事業計画について対象者から公開買付者に対して一定の説明を行っているものの、公開買付者の指示により、又はその意を汲んで、対象者が作成又は修正を行った事実も認められないことから、たすきコンサルティングが本事業計画を株式価値の算定の根拠に使用しても、公正性を害することはないと思料される。
- ・ 市場株価法においては、基準日を2026年5月19日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値1,237円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,274円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,334円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,390円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,237円から1,390円までと算定している。類似会社比較法においては、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社を複数選定した上で、当該類似会社におけるEBITDA倍率及びEBIT倍率を用いて対象者の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,171円から1,365円までと算定している。DCF法においては、本事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年12月期以降に将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,562円から1,729円までと算定している。

- ・ 本公開買付価格1,680円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年5月19日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,237円に対して35.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,274円に対して31.87%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,334円に対して25.94%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,390円に対して20.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。この点、2023年12月22日から2025年12月15日までに公表され、その後成立した、時価総額100億円未満の国内上場企業を対象とし完全子会社化又は非公開化を企図した買付予定数の上限が付されていない他社株公開買付けの事例(ただし、より類似性の高い他事例との比較という観点から、マネジメント・バイアウト(MBO)事例、対抗的な公開買付けの事例、公開買付価格のプレミアムが公表日前営業日の終値に対してマイナスとなる公開買付け(いわゆるディスカウントTOB)の事例、REITを対象とする事例、公開買付けの公表前に事前報道のあった事例、二段階公開買付けの事例、公開買付けの開始予告が行われた事例を除く。)39件におけるプレミアム水準(公開買付け公表日の前営業日の終値に対するプレミアムの平均値が59.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が57.56%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が57.79%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値が56.89%)と比較して必ずしも高い水準とは評価できないものの、対象者グループが2026年3月末日時点で保有する現金及び預金は約26億9,000万円と総資産の80%以上に及ぶところ、一般的に現預金比率が高い企業を公開買付対象者とする公開買付けにおいてはプレミアムが相対的に低位に抑えられる傾向にあること、また、本公開買付価格は、2024年12月期(2024年1月1日~2024年12月31日)の初日である2024年1月1日以降における対象者株式の終値の最高値1,598円(2024年3月7日時点)を上回る価格であると認められることを踏まえると、一定の合理的な水準のプレミアムが付されていると認められる。
- ・ 本取引における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の合意は、対象者と公開買付者との間において、実質的にも独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果なされたものであるものと認められ、合意プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらない。具体的には、公開買付者による当初の提示額(1株当たり1,580円)を出発点として、対象者が、たすきコンサルティングから取得した暫定的な株式価値算定書及び本特別委員会における審議・検討に基づく本特別委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、エンジェル・トーチ及び三宅坂総合法律事務所の助言を受けながら公開買付者と交渉を重ねた結果、公開買付者から、三度にわたり買付価格を引き上げる提案を引き出した上、最終的に本公開買付価格(1株当たり1,680円)での合意に至っている。その結果、最終的な本公開買付価格は、当初に公開買付者が提示した価格から相応の上積みがされており、対象者として、一般株主(少数株主)にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされたことが経緯として認められる。この点については、本新株予約権買付価格についても同様である。
- ・ なお、対象者は、2025年11月12日付で「2025年12月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表の上、2025年2月10日に公表した2025年12月期(2025年1月1日~2025年12月31日)の通期連結業績予想の下方修正(以下「本件下方修正」という。)を行っている。もっとも、本件下方修正は、2025年12月期第3四半期が業績予想に対して低調に推移したため、セグメント別及び事業区分別に2025年12月第4四半期以降の業績見通しを精査し、通期連結業績予想について再検討したことを理由とするものであると認められ、本公開買付けを含む本取引を前提として行われたものでもなく、公開買付者の意向等を汲んだとの事実も見出せない。したがって、本件下方修正は、本取引における公開買付価格の妥当性を疑わせるような事情には該当しない。
- ・ 本新株予約権の買付価格144,200円については、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、上記の点等を踏まえ、本取引を通じて本新株予約権者が享受すべき利益が確保された妥当な価格であるといえる。

(エ)「上記(ア)から(ウ)を踏まえ、本取引が対象者の一般株主(少数株主)にとって不利益になるものではないか」について

上記(ア)から(ウ)までを踏まえると、本取引は、対象者の一般株主(少数株主)にとって不利益になるものではないと史料される。

(オ)「本取引に対象者取締役会が賛同意見を表明し、対象者株主及び新株予約権者に対して本取引への応募を推奨することを決議することの是非」について

以上より、対象者取締役会が本取引に賛同意見を表明し、対象者株主及び新株予約権者に対して本取引への応募を推奨することを決議することは、相当である。

対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

対象者取締役会は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、エンジェル・トーチから受けた財務的見地からの助言、たすきコンサルティングから取得した株式価値算定書の内容、三宅坂総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月20日開催の対象者取締役会において、取締役7名のうち、利害関係を有しない取締役5名(監査等委員である取締役4名を含みます。)全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、小野悟氏及び樋口荘祐氏は本応募合意株主であり、公開買付者との間で利害関係を有するおそれがあることから、本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、公開買付者から本意向表明書を受領した2026年2月9日以降、対象者の立場において本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも関与していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法定の最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保すると共に、対象者株式について公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

### 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。以下同じです。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権者(ただし、公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求(以下「新株予約権売渡請求」といいます。、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を対象者の売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得し、売渡新株予約権者からその所有する本新株予約権の全部を取得します。そして、公開買付者は、当該売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、当該売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付するとともに、当該売渡新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、当該売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者の職員に付与された譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)については、その割当契約書において、譲渡制限期間中に、対象者の普通株式を対象とする株式売渡請求に関する事項が対象者の取締役会で承認された場合(ただし、売渡株式の取得日(以下「売渡請求効力発生日」といいます。))が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。)には、売渡請求効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされており、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の規定に従い、売渡請求効力発生日の前営業日をもって本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定とのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

株式等売渡請求に関連する一般株主や新株予約権者の権利保護を目的とした会社法の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

### 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026年9月中旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者の株主となるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることが請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は最終的に裁判所が判断することとなります。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式の併合(当該株式の併合により付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り。)が対象者の株主総会で承認された場合(ただし、当該株式の併合の効力発生日(以下「株式併合効力発生日」といいます。)が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限り。)には、対象者は、株式併合効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされております。本スクイズアウト手続においては、上記割当契約書の規定に従い、株式併合効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

上記及びの各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権買付価格に当該本新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合において、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様が自らの責任において税理士等の専門家に確認いただきますようお願いいたします。

(5) 【上場廃止等となる見込み及びその事由】

対象者株式等は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年5月20日付で、本応募合意株主との間で本応募契約を締結いたしました。本応募契約の概要は、以下のとおりです。

本応募契約(小野優子氏)

公開買付者は、2026年5月20日付で、本応募契約(小野優子氏)を締結し、小野優子氏が所有する対象者株式(所有株式数：625,000株、所有割合：21.01%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約(小野優子氏)においては、小野優子氏の応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(小野優子氏)を除いて、公開買付者と小野優子氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、小野優子氏に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

- a) 小野優子氏による応募対象株式(小野優子氏)の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことのみを前提条件としています。
- b) 小野優子氏は、本応募契約(小野優子氏)において別途明示的に規定される場合を除き、応募対象株式(小野優子氏)の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られません。)を行わないものとされ、また、対象者株式等又は対象者株式等に係る権利の取得を行わないものとされています。
- c) 小野優子氏は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約(小野優子氏)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限られません。)を行わないものとされ、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- d) 小野優子氏は、本応募契約(小野優子氏)の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- e) 小野優子氏は、本応募契約(小野優子氏)の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、応募対象株式(小野優子氏)の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされ、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約(小野優子氏)においては、( )公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、( )本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、並びに( )小野優子氏及び公開買付者が本応募契約(小野優子氏)を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として定められております。また、相手方当事者(小野優子氏にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては小野優子氏を指します。以下、本 の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、( )本応募契約(小野優子氏)に基づく義務の重大な違反があった場合、並びに( )相手方当事者につき、本応募契約(小野優子氏)に定める表明及び保証(注1)の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。

(注1) 本応募契約(小野優子氏)においては、小野優子氏は、公開買付者に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、破産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、小野優子氏に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達等について表明及び保証を行っております。

#### 本応募契約(小野悟氏)

公開買付者は、2026年5月20日付で、本応募契約(小野悟氏)を締結し、小野悟氏が所有する対象者株式(所有株数：520,000株、所有割合：17.48%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約(小野悟氏)においては、小野悟氏の応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(小野悟氏)を除いて、公開買付者と小野悟氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、小野悟氏に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

- a) 小野悟氏による応募対象株式(小野悟氏)の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことのみを前提条件としています。
- b) 小野悟氏は、本応募契約(小野悟氏)において別途明示的に規定される場合を除き、応募対象株式(小野悟氏)の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られません。)を行わないものとされ、また、対象者株式等又は対象者株式等に係る権利の取得を行わないものとされています。
- c) 小野悟氏は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約(小野悟氏)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限られません。)を行わないものとされ、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- d) 小野悟氏は、本応募契約(小野悟氏)の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- e) 小野悟氏は、本応募契約(小野悟氏)の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、応募対象株式(小野悟氏)の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされ、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約(小野悟氏)においては、( )公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、( )本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、並びに( )小野悟氏及び公開買付者が本応募契約(小野悟氏)を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として定められております。また、相手方当事者(小野悟氏にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては小野悟氏を指します。以下、本 の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、( )本応募契約(小野悟氏)に基づく義務の重大な違反があった場合、並びに( )相手方当事者につき、本応募契約(小野悟氏)に定める表明及び保証(注2)の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。

(注2) 本応募契約(小野悟氏)においては、小野悟氏は、公開買付者に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、破産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、小野悟氏に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達等について表明及び保証を行っております。

#### 本応募契約(田野聡美氏)

公開買付者は、2026年5月20日付で、本応募契約(田野聡美氏)を締結し、田野聡美氏が所有する対象者株式(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約(田野聡美氏)においては、田野聡美氏の応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(田野聡美氏)を除いて、公開買付者と田野聡美氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、田野聡美氏に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

- a) 田野聡美氏による応募対象株式(田野聡美氏)の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことのみを前提条件としています。
- b) 田野聡美氏は、本応募契約(田野聡美氏)において別途明示的に規定される場合を除き、応募対象株式(田野聡美氏)の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られません。)を行わないものとされ、また、対象者株式等又は対象者株式等に係る権利の取得を行わないものとされています。
- c) 田野聡美氏は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約(田野聡美氏)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限られません。)を行わないものとされ、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- d) 田野聡美氏は、本応募契約(田野聡美氏)の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- e) 田野聡美氏は、本応募契約(田野聡美氏)の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、応募対象株式(田野聡美氏)の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされ、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約(田野聡美氏)においては、( )公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、( )本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、並びに( )田野聡美氏及び公開買付者が本応募契約(田野聡美氏)を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として定められております。また、相手方当事者(田野聡美氏にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては田野聡美氏を指します。以下、本 の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、( )本応募契約(田野聡美氏)に基づく義務の重大な違反があった場合、並びに( )相手方当事者につき、本応募契約(田野聡美氏)に定める表明及び保証(注3)の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。

(注3) 本応募契約(田野聡美氏)においては、田野聡美氏は、公開買付者に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、破産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、田野聡美氏に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達等について表明及び保証を行っております。

#### 本応募契約(いちとせ)

公開買付者は、2026年5月20日付で、本応募契約(いちとせ)を締結し、いちとせが所有する対象者株式(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約(いちとせ)においては、いちとせの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(いちとせ)を除いて、公開買付者といちとせとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、いちとせに対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

- a) いちとせによる応募対象株式(いちとせ)の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことのみを前提条件としています。
- b) いちとせは、本応募契約(いちとせ)において別途明示的に規定される場合を除き、応募対象株式(いちとせ)の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られません。)を行わないものとされ、また、対象者株式等又は対象者株式等に係る権利の取得を行わないものとされています。
- c) いちとせは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約(いちとせ)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限られません。)を行わないものとされ、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- d) いちとせは、本応募契約(いちとせ)の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- e) いちとせは、本応募契約(いちとせ)の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、応募対象株式(いちとせ)の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされ、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約(いちとせ)においては、( )公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、( )本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、並びに( )いちとせ及び公開買付者が本応募契約(いちとせ)を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として定められております。また、相手方当事者(いちとせにとっては公開買付者を、公開買付者にとってはいちとせを指します。以下、本の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、( )本応募契約(いちとせ)に基づく義務の重大な違反があった場合、並びに( )相手方当事者につき、本応募契約(いちとせ)に定める表明及び保証(注4)の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。

(注4) 本応募契約(いちとせ)においては、いちとせは、公開買付者に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、破産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、いちとせに対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達等について表明及び保証を行っております。

本応募契約(樋口めぐ美氏)

公開買付者は、2026年5月20日付で、本応募契約(樋口めぐ美氏)を締結し、樋口めぐ美氏が所有する対象者株式所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約(樋口めぐ美氏)においては、樋口めぐ美氏の応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(樋口めぐ美氏)を除いて、公開買付者と樋口めぐ美氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、樋口めぐ美氏に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

- a) 樋口めぐ美氏による応募対象株式(樋口めぐ美氏)の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことのみを前提条件としています。
- b) 樋口めぐ美氏は、本応募契約(樋口めぐ美氏)において別途明示的に規定される場合を除き、応募対象株式(樋口めぐ美氏)の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られません。)を行わないものとされ、また、対象者株式等又は対象者株式等に係る権利の取得を行わないものとされています。
- c) 樋口めぐ美氏は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約(樋口めぐ美氏)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限られません。)を行わないものとされ、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- d) 樋口めぐ美氏は、本応募契約(樋口めぐ美氏)の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- e) 樋口めぐ美氏は、本応募契約(樋口めぐ美氏)の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、応募対象株式(樋口めぐ美氏)の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされ、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約(樋口めぐ美氏)においては、( )公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、( )本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、並びに( )樋口めぐ美氏及び公開買付者が本応募契約(樋口めぐ美氏)を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として定められています。また、相手方当事者(樋口めぐ美氏にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては樋口めぐ美氏を指します。以下、本 の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、( )本応募契約(樋口めぐ美氏)に基づく義務の重大な違反があった場合、並びに( )相手方当事者につき、本応募契約(樋口めぐ美氏)に定める表明及び保証(注5)の重大な違反があった場合が解除事由として規定されています。

(注5) 本応募契約(樋口めぐ美氏)においては、樋口めぐ美氏は、公開買付者に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、破産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、樋口めぐ美氏に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達等について表明及び保証を行っております。

#### 本応募契約(エルワイアール)

公開買付者は、2026年5月20日付で、本応募契約(エルワイアール)を締結し、エルワイアールが所有する対象者株式(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約(エルワイアール)においては、エルワイアールの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(エルワイアール)を除いて、公開買付者とエルワイアールとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、エルワイアールに対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

- a) エルワイアールによる応募対象株式(エルワイアール)の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことのみを前提条件としています。
- b) エルワイアールは、本応募契約(エルワイアール)において別途明示的に規定される場合を除き、応募対象株式(エルワイアール)の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られません。)を行わないものとされ、また、対象者株式等又は対象者株式等に係る権利の取得を行わないものとされています。
- c) エルワイアールは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約(エルワイアール)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限られません。)を行わないものとされ、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- d) エルワイアールは、本応募契約(エルワイアール)の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- e) エルワイアールは、本応募契約(エルワイアール)の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、応募対象株式(エルワイアール)の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされ、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約(エルワイアール)においては、( )公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、( )本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、並びに( )エルワイアール及び公開買付者が本応募契約(エルワイアール)を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として定められております。また、相手方当事者(エルワイアールにとっては公開買付者を、公開買付者にとってはエルワイアールを指します。以下、本 の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、( )本応募契約(エルワイアール)に基づく義務の重大な違反があった場合、並びに( )相手方当事者につき、本応募契約(エルワイアール)に定める表明及び保証(注6)の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。

(注6) 本応募契約(エルワイアール)においては、エルワイアールは、公開買付者に対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、破産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、エルワイアールに対して、権利能力等、契約の締結及び履行、強制執行可能性、許認可等の取得、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力等との取引の不存在、資金調達等について表明及び保証を行っております。

本応募契約(樋口荘祐氏)

公開買付者は、2026年5月20日付で、本応募契約(樋口荘祐氏)を締結し、樋口荘祐氏が所有する対象者株式(所有株式数：150,000株、所有割合：5.04%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約(樋口荘祐氏)においては、樋口荘祐氏の応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(樋口荘祐氏)を除いて、公開買付者と樋口荘祐氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、樋口荘祐氏に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

- a) 樋口荘祐氏による応募対象株式(樋口荘祐氏)の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことのみを前提条件としています。
- b) 樋口荘祐氏は、本応募契約(樋口荘祐氏)において別途明示的に規定される場合を除き、応募対象株式(樋口荘祐氏)の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られません。)を行わないものとされ、また、対象者株式等又は対象者株式等に係る権利の取得を行わないものとされています。
- c) 樋口荘祐氏は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約(樋口荘祐氏)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限られません。)を行わないものとされ、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。
- d) 樋口荘祐氏は、本応募契約(樋口荘祐氏)の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。
- e) 樋口荘祐氏は、本応募契約(樋口荘祐氏)の締結日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、応募対象株式(樋口荘祐氏)の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされ、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約(樋口荘祐氏)においては、( )公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、( )本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、並びに( )樋口荘祐氏及び公開買付者が本応募契約(樋口荘祐氏)を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として定められております。また、相手方当事者(樋口荘祐氏にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては樋口荘祐氏を指します。以下、本 の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、( )本応募契約(樋口荘祐氏)に基づく義務の重大な違反があった場合、並びに( )相手方当事者につき、本応募契約(樋口荘祐氏)に定める表明及び保証(注7)の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。

(注7) 本応募契約(樋口荘祐氏)においては、樋口荘祐氏は、公開買付者に対して、 権利能力等、契約の締結及び履行、 強制執行可能性、 許認可等の取得、 法令等との抵触の不存在、 破産手続等の不存在、 反社会的勢力等との取引の不存在、 株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、樋口荘祐氏に対して、 権利能力等、 契約の締結及び履行、 強制執行可能性、 許認可等の取得、 法令等との抵触の不存在、 倒産手続等の不存在、 反社会的勢力等との取引の不存在、 資金調達等について表明及び保証を行っております。

(7) 【その他公開買付けに関する重要な事項】

該当事項はありません。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年5月21日(木曜日)から2026年7月1日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年5月21日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金1,680円
新株予約権証券	本新株予約権1個につき 金144,200円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券( )	
株券等預託証券( )	

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,975,419(株)	1,983,600(株)	(株)
合計	2,975,419(株)	1,983,600(株)	(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,983,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,983,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である潜在株式勘案後本基準株式数(2,975,419株)を記載しております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

6 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	29,754
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	71
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月21日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月21日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年12月31日現在)(個)(j)	29,581
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,975,419株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の目的となる対象者株式の数(7,100株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月21日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月21日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2026年3月25日に提出した第31期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された2025年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後本基準株式数(2,975,419株)に係る議決権数(29,754個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 7 【株券等の取得に関する許可等】

### (1) 【株券等の種類】

普通株式

### (2) 【根拠法令】

公開買付者は、対象者株式の取得に関して、2026年3月31日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同年4月1日付で受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2026年4月23日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

### (3) 【許可等の日付及び番号】

外為法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付	許可等の番号
日本	財務大臣及び事業所管大臣	2026年4月22日	JD2

## 8 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

本公開買付けに応募する株主又は本新株予約権者(株主及び本新株予約権者を総称して又は文脈に応じて個別に、(以下「応募株主等」といいます。))は、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午前9時までに申し込む方法、又は、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)画面から公開買付応募申込書をご請求いただき、公開買付代理人から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付代理人までご返送いただき申し込む方法、又は、公開買付代理人の本店若しくは営業所、若しくは公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマナープラザ株式会社の各部支店(注1)(以下「店頭応募窓口」といいます。場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡のうえご確認ください。以下同様とします。))において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午前9時までに申し込む方法にて、応募してください。応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります(注2)(店頭応募窓口にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。)。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、応募株主等が公開買付代理人に開設した証券取引口座(以下「応募株主等口座」といいます。))へ応募株券等の振替手続を完了したうえで(本新株予約権を除きます。)、公開買付応募申込書が、店頭応募窓口で公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。))は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

本新株予約権の応募の受付にあたっては、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項証明書兼新株予約権譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な「新株予約権譲渡承認請求書兼新株予約権名義書換請求書」をご提出ください。「新株予約権原簿記載事項証明書兼新株予約権譲渡承認通知書」及び「新株予約権譲渡承認請求書兼新株予約権名義書換請求書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を經由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)が必要となります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください(常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます。)。また、本人確認書類(注2)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注3)。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。

応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店  
公開買付代理人の営業所  
大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店  
新宿支店 成田支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店  
大阪支店 福岡支店 鹿児島支店

(注2) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について  
公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主が常任代理人を通じて応募される場合には、ご印鑑が必要となるほか、次のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要となります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)、又は、店頭応募窓口にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と本人確認書類(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。)の2種類が必要となります。

マイナンバー確認書類	本人確認書類(コピー)
マイナンバーカード(両面)	運転免許証、健康保険資格確認書、印鑑登録証明書、在留カード、特別永住者証明書 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	

#### 法人の場合

登記事項証明書及び印鑑証明書(両方の原本。発行日より6ヶ月以内のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの。)

法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

法人番号を確認するための書類として、「法人番号指定通知書」のコピー又は国税庁法人番号公表サイトで検索した結果画面を印刷したものが必要となります。

#### 外国人株主の場合

外国人(居住者を除きます。)又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの、及び常任代理人との間の委任契約に係る契約書若しくは委任状等(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写しが必要となります。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisecc.co.jp>)画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午前9時までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター(電話番号：0800-222-2999)までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

また、店頭応募窓口経由(対面取引口座)で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前9時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票(交付されている場合)を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店)

#### (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

#### (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

9 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	4,998,703,920
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	45,000,000
その他(c)	8,296,420
合計(a)+(b)+(c)	5,052,000,340

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(2,975,419株)に、本公開買付価格(1,680円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) ブリッジローン 弁済期:2027年7月7日(期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:なし	5,500,000
計(b)				5,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、5,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月19日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。  
また、公開買付者は、下記「買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計」に記載の金額については、その全額につき、上記「届出日以後に借入れを予定している資金」の「イ 金融機関」に記載の金額の融資により賄うことが可能です。ただし、公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日までの銀行との協議状況を踏まえて、上記借入れを実施せず、代わりに三菱UFJ銀行及びその他の銀行からのシンジケートローンによる借入をもって決済資金に充当する可能性があります。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,500,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

10 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 11 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

### (2) 【決済の開始日】

2026年7月8日(水曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### (4) 【株券等の返還方法】

下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。)。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「8 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

## 12 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,983,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,983,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(252百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(252百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(注) ご参考：株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が本書記載のこれらの数と一致していると仮定すると、1株当たりの配当額は85円に相当します(具体的には、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在における対象者の単体の純資産額2,520百万円の10%に相当する額である252百万円(百万円未満を切り捨てて計算しています。))を、潜在株式勘案後本基準株式数(2,975,419株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。)

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「8 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	事項
2022年10月14日	商号を株式会社THE SHAPERとし、本店所在地を東京都千代田区、資本金25,000円とする株式会社として設立
2023年7月1日	旧株式会社ユーザベースを吸収合併し、商号を株式会社ユーザベースに変更
2024年10月1日	株式会社UBBBを吸収合併

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

公開買付者は次の事業を営むことを目的としております。

1. 企業、産業その他の経済情報分析のための各種情報提供サービス
2. 企業、産業その他の経済情報に関する調査、分析、企画及びコンサルティング
3. 経済ニュース及び経済に関する動画コンテンツの提供
4. 出版事業
5. 広告、宣伝に関する企画及び制作並びに広告代理店業
6. 新規事業のインキュベーション及びコンサルティング
7. イベント、セミナー、講演会等の企画、立案及び実施に関する事業
8. ベンチャー企業への投資・経営支援を目的とした投資ファンドの組成、管理及び運用
9. 有価証券(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる権利を含む。)等の取得、保有、運用及び管理
10. 採用及び求人に関する情報提供サービス
11. インターネットなどのネットワークを利用した各種情報提供サービス
12. 前各号に関連するコンピュータソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、制作、販売、保守リース及び賃貸
13. コワーキングスペース等の運営
14. 飲食店の営業に関する事業
15. 電気通信事業その他情報通信に関するサービス業
16. 書籍、雑誌及び新聞の企画、制作、編集及び販売
17. 経済人、作家、編集者、評論家、学者、コメンテーター、スポーツ選手等に関する人材マネジメント業務
18. 有料職業紹介事業
19. 前各号に附帯する一切の業務

###### (事業の内容)

公開買付者は、経済情報プラットフォームの提供を中核とする情報サービス事業を展開しております。具体的には、法人向け経済情報プラットフォーム「Speeda」を中心に、企業情報、業界分析、統計データ、経済ニュース等の各種ビジネス情報の提供並びに専門家ネットワークを活用したエキスパートリサーチサービスを通じて、企業の意思決定を支援しております。また、スタートアップ情報及び顧客戦略に関する各種データサービス並びに経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」を通じたメディア事業も展開しております。

## 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年5月21日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100,000,000円	11,195,390株

## 【大株主】

2026年5月21日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
The Shaper Holdings L.P.	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9008、 ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー 190、ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド	10,625,060	94.91
計		10,625,060	94.91

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年5月21日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	稲垣 裕介	1981年5月12日	2004年4月 アビームコンサルティング株式会社入社 2008年4月 旧株式会社ユーザベース設立取締役 2017年4月 株式会社ニューズピックス代表取締役 2021年10月 株式会社カンリー社外取締役(現任) 2021年10月 株式会社UB Datatech設立取締役 2021年11月 株式会社ニューズピックス代表取締役 2023年7月 公開買付者代表取締役(現任)	134,700
取締役	監査等委員	武田 彩香	1985年11月19日	2008年4月 司法研修所入所 2009年9月 森・濱田松本法律事務所入所 2016年10月 Herbert Smith Freefills Brisbane office 出向 2017年6月 法務省訟務局国際裁判支援対策室出向 2019年1月 森・濱田松本法律事務所復帰 2019年11月 旧株式会社ユーザベース入社 2021年6月 Wovn Technologies株式会社社外監査役(現任) 2022年1月 旧株式会社ユーザベース執行役員 2024年6月 石井食品株式会社社外監査役(現任) 2025年5月 ARX法律事務所設立 2025年7月 公開買付者取締役常勤監査等委員(現任)	600

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役	監査等委員	小倉 淳平	1978年11月16日	2001年4月 UBSウォーバーグ証券会社(現:UBS証券株式会社)入社 2003年11月 米国 UBS Securities LLC転籍 2005年4月 UBS証券会社(現:UBS証券株式会社)転籍 2006年8月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2010年6月 チムニー株式会社社外監査役 2011年3月 株式会社ツバキ・ナカシマ社外監査役 2012年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ヴァイス・プレジデント 2013年1月 ウォルブロー株式会社社外取締役 2014年1月 シンプレクス株式会社社外取締役 2015年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ディレクター 2015年5月 アルヒグループ株式会社(現:アルヒ株式会社)社外取締役 2017年4月 株式会社マネースクウェアHD社外取締役 2020年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター 2021年9月 AOI TYO Holdings株式会社(現:KANAMEL株式会社)社外取締役 2022年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター パートナー 2023年2月 旧株式会社ユーザベース社外取締役監査等委員 2023年7月 公開買付者社外取締役監査等委員(現任) 2025年6月 株式会社カオナビ社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社トライト(現:株式会社トライトキャリア)社外取締役(現任) 2026年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー日本共同代表(現任)	
取締役		福田 康隆	1972年7月9日	1996年4月 日本オラクル株式会社入社 2004年3月 salesforce.com, Inc.入社 2005年3月 株式会社セールスフォース・ドットコム転籍 2014年6月 株式会社マルケト(現:アドビ株式会社)代表取締役社長 2019年3月 アドビシステムズ株式会社(現:アドビ株式会社)専務執行役員・マルケト事業統括 2020年1月 ジャパン・クラウド・コンピューティング株式会社パートナー(現任) 2020年1月 ジャパン・クラウド・コンサルティング株式会社代表取締役社長(現任) 2020年1月 株式会社スマートドライブ取締役 2020年4月 Aptio株式会社取締役 2020年4月 nCino株式会社取締役(現任) 2020年10月 Braze株式会社取締役(現任) 2021年1月 Coupa株式会社取締役(現任) 2021年10月 Xactly株式会社取締役(現任) 2022年5月 Mirakl株式会社取締役(現任) 2022年5月 PagerDuty株式会社取締役(現任) 2022年5月 Gainsight株式会社取締役(現任) 2023年7月 公開買付者社外取締役(現任) 2023年11月 Kong株式会社取締役(現任) 2025年11月 ClickHouse株式会社取締役(現任)	4,000
取締役		シュエン・ウェイ・マシュー・チェン	1993年11月30日	2016年7月 Morgan Stanley入社 2017年10月 カーライルグループ入社 2026年4月 公開買付者社外取締役(現任)	
取締役	監査等委員	宝蔵寺 直記	1988年6月30日	2011年4月 コーボレイトディレクション入社 2013年6月 ボストンコンサルティンググループ入社 2018年3月 インテグラル株式会社入社 2022年7月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2023年2月 旧株式会社ユーザベース社外取締役監査等委員 2023年7月 公開買付者社外取締役監査等委員(現任) 2025年1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー ヴァイス・プレジデント(現任) 2025年6月 株式会社カオナビ社外取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役		浅子 信太郎	1974年 6月14日	1998年 8月 アーサー・アンダーセン LLP入社 2002年 6月 KPMG LLP入社 2005年 7月 メディシノバ・インク財務・経理部ヴァイス・プレジデント 2006年11月 同社最高財務責任者 2011年 7月 DeNA West財務部ヴァイス・プレジデント 2012年 1月 同社最高財務責任者 2013年10月 同社最高経営責任者・最高財務責任者 2015年 6月 Acucela, Inc. 社外取締役 2016年 3月 窪田製薬ホールディングス株式会社社外取締役 2017年 2月 DeNA Corp最高経営責任者・最高財務責任者 2017年 4月 株式会社ディー・エヌ・エー執行役員経営企画本部長 2017年 4月 同社執行役員CFO経営企画本部長 2019年 7月 7-Eleven, Inc. 社外取締役 2019年 7月 Kura Sushi USA, Inc. 社外取締役(現任) 2019年 7月 Bulldog Advisory, Inc. 取締役CEO(現任) 2019年 8月 メドメイン株式会社非常勤取締役 2019年 9月 株式会社イングリウッド社外取締役 2019年 9月 株式会社ストリーモ社外取締役(現任) 2020年 3月 旧株式会社ユーザベース社外取締役 2022年 5月 デライト・ベンチャーズマネージングパートナー(現任) 2023年 7月 公開買付者社外取締役監査等委員 2023年11月 TYPICA Holdings株式会社代表取締役・CFO 2025年 7月 公開買付者社外取締役(現任)	
取締役		山田 和広	1963年 3月28日	1985年 4月 株式会社住友銀行(現：株式会社三井住友銀行)入行 1999年 4月 大和証券SBキャピタルマーケット株式会社(現：大和証券株式会社)出向 2001年 2月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2002年 3月 株式会社アサヒセキュリティ社外取締役 2003年11月 株式会社キトー社外取締役 2004年12月 株式会社リズム(現：THKリズム株式会社)社外取締役 2005年 1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター 2005年 9月 株式会社学生援護会(現：パーソルキャリア株式会社)社外取締役 2007年 6月 コバレントマテリアル株式会社(現：クアーズテック株式会社)社外取締役 2008年 6月 NHテクノグラス株式会社(現：AvanStrate株式会社)社外取締役 2009年11月 株式会社ブロードリーフ社外取締役 2010年 6月 コバレントマテリアル株式会社(現：クアーズテック株式会社)社外取締役 2012年 1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本における代表者 2013年 1月 ウォルブロー株式会社 グローバル・ボード・メンバー 2014年 1月 シンプレクス株式会社社外取締役 2015年 5月 アルヒグループ株式会社(現：アルヒ株式会社)社外取締役 2016年 3月 GGCグループ株式会社(現：名水美人ファクトリー株式会社)社外取締役 2016年 4月 ウイングアーク1st株式会社社外取締役 2018年 8月 株式会社マネースクエアHD社外取締役 2018年10月 三生医薬株式会社社外取締役 2019年10月 株式会社マネースクエアHD社外取締役 2019年12月 三共理化学株式会社社外取締役(現任) 2020年 4月 ウイングアーク1st株式会社社外取締役 2023年 7月 公開買付者非常勤取締役(現任) 2023年 9月 株式会社TOTOKU(旧：東京特殊電線株式会社)社外取締役 2025年 2月 株式会社キョウデン社外取締役(現任) 2026年 1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本会長兼共同代表(現任)	
計					139,300

(注) 2026年4月30日付で取締役であったユージン・ソクジン・ハム氏が当該取締役の地位を辞任し、同日付で、シュエン・ウェイ・マシュー・チェン氏が取締役に就任しており、本書提出日現在、当該取締役の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

財務諸表の作成方法について

公開買付者の第3期事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。なお、公開買付者は連結財務諸表を作成しておりません。

監査証明について

公開買付者の第3期事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)の財務諸表は、公開買付者の監査法人である和泉監査法人より監査証明を受けております。

【貸借対照表】

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,630	流動負債	8,931
現金及び預金	5,617	買掛金	874
受取手形、売掛金及び契約資産	1,596	1年内返済予定の長期借入金	326
前払費用	616	未払金	1,219
関係会社短期貸付金	30	契約負債	5,467
その他	812	その他	1,045
貸倒引当金	42	固定負債	7,244
固定資産	38,880	長期借入金	5,185
有形固定資産	1,208	繰延税金負債	1,127
建物	1,028	その他	932
工具、器具及び備品	575	負債合計	16,176
リース資産	581	純資産の部	
減価償却累計額	977	株主資本	31,278
無形固定資産	35,767	資本金	100
のれん	19,376	資本剰余金	55,876
ソフトウェア	2,905	資本準備金	100
顧客関連資産	11,345	その他資本剰余金	55,776
技術資産	2,139	利益剰余金	24,698
投資その他資産	1,904	その他利益剰余金	24,698
投資有価証券	300	繰越利益剰余金	24,698
関係会社株式	602	評価・為替差額等	13
その他の関係会社有価証券	359	その他有価証券評価差額金	13
関係会社長期貸付金	390	新株予約権	43
その他	641	純資産合計	31,334
貸倒引当金	390	負債及び純資産合計	47,510
資産合計	47,510		

【損益計算書】

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		21,440
売上原価		9,200
売上総利益		12,240
販売費及び一般管理費		14,016
営業損失( )		1,776
営業外収益		
受取利息	13	
受取手数料	595	
その他	16	625
営業外費用		
支払利息	106	
投資事業組合運用損	36	
その他	65	207
経常損失( )		1,358
特別利益		
貸倒引当金戻入額	152	
損失補償引当金戻入額	18	
その他	17	188
特別損失		
減損損失	81	
関係会社株式評価損	1,036	
その他	1	1,119
税引前当期純損失( )		2,289
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	18	12
当期純損失( )		2,277

【株主資本等変動計算書】

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100	100	55,771	55,871	22,421	22,421
当期変動額						
新株の発行	2	2		2		
当期純損失( )					2,277	2,277
自己株式の処分						
資本金から剰余金への振替	2		2	2		
準備金から剰余金への振替		2	2			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計			5	5	2,277	2,277
当期末残高	100	100	55,776	55,876	24,698	24,698

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	110	33,439	10	10	48	33,498
当期変動額						
新株の発行		5				5
当期純損失( )		2,277				2,277
自己株式の処分	110	110				110
資本金から剰余金への振替						
準備金から剰余金への振替						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2	2	5	2
当期変動額合計	110	2,161	2	2	5	2,163
当期末残高		31,278	13	13	43	31,334

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

##### (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

#### 2 【株券等の取引状況】

##### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

#### 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

#### 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

#### 5 【大量保有報告書等の提出状況】

該当事項はありません。

#### 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

- 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】  
該当事項はありません。
  
- 2 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】  
該当事項はありません。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高株価(円)	1,486	1,520	1,439	1,440	1,419	1,351	1,286
最低株価(円)	1,434	1,383	1,390	1,381	1,324	1,285	1,228

(注) 2026年5月については、同月20日までの株価です。

### 3 【株主の状況】

#### (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満 株式の 状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数 の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	年 月 日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	年 月 日現在
				発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2025年3月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第31期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

2026年3月25日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社グローバルインフォメーション  
(神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番3号アースビル7階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2026年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年5月13日付で「2026年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表したとのことです。当該公表に基づく対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	2026年12月期第1四半期
売上高	905百万円
営業利益	199百万円
経常利益	190百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	128百万円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	2026年12月期第1四半期
1株当たり四半期純利益	43.14円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	43.05円

(2) 「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者が、2026年5月20日付で公表した「剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」の公表によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、2026年6月30日(第2四半期末)を基準日とする剰余金の配当及び2026年12月31日(期末)を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表内容をご参照ください。